

## 区民福祉委員会 行政調査報告書

### 1 調査期間

平成29年8月28日（月）から8月30日（水）まで

### 2 調査先及び概要

#### (1) 兵庫県明石市

明石こども食堂プロジェクトモデル事業

「手話言語・障害者コミュニケーション条例」

#### (2) 兵庫県尼崎市

健康推進施策について

「ヘルスアップ尼崎戦略事業」

#### (3) 大阪府豊中市

地域福祉施策について

「コミュニティソーシャルワーカーの取組」

### 3 参加委員

|      |           |
|------|-----------|
| 委員長  | 加 納 進     |
| 副委員長 | 佐 藤 篤     |
| 委員   | 村 本 ひろや   |
| 委員   | 渋谷 ちしゅう   |
| 委員   | じんの 博 義   |
| 委員   | あ べ きみこ   |
| 委員   | 沖 山 仁     |
| 委員   | 田 中 邦 友 君 |

### 4 同行幹部職員

福祉保健部長 青 木 剛

### 5 調査概要

別紙のとおり

## 調査概要 【明石市】

### 1 市の概要

明石市は、東経135度の日本標準時子午線上にある。また、瀬戸内海に面しており、古くは万葉歌人柿本人麻呂らによって多くの歌が詠まれ、現在は本州と淡路島を結ぶ明石海峡大橋眼前に望むことができる風光明媚な地である。

さらに、市の東側と北側は神戸市と接し、西側は加古川市、稲美町、播磨町と接しており、阪神間の都市圏と播磨臨海地域、そして海を隔てて淡路・四国とを結ぶ、海陸交通の重要な拠点となっている。

まちづくりの原動力である「ひと」、とりわけ「子どもの育ち」を通して、あらゆる分野、あらゆる世代の元気を生み出す将来都市像をめざし、「人が選び、集まる」「人が出会い、つながる」「人が学び、成長する」の3つの視点からまちづくりをとらえ、戦略的なまちづくりを進める。明石市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、市民サービスの更なる向上に向け、「教育・子育て」、「福祉・医療」分野の取組や中核市移行に向けた取組を推進するとともに、まちの魅力や市の施策を市内外に積極的に発信することにより、世代を超えて「住みたい、住み続けたいまち」の実現を目指している。

平成29年4月1日現在、人口は294,312人、面積は49.42平方キロメートルである。

(参考資料／明石市ホームページ ほか)

### 2 調査事項

#### (1) 子どもの貧困施策・障害者福祉施策について

##### ア 明石こども食堂プロジェクトモデル事業

###### (ア) 目的

明石こども食堂は、単にこどもに食事を提供するだけではなく、学習支援や遊びの場として、あらゆる世代との交流がもてる「みんなの居場所」を目指し、その中で支援が必要なこどもを早期に把握し、必要に応じて関係機関につなぎ、こども達のすこやかな成長を支える事を目的としている。

###### (イ) 設置状況等

平成29年1月からモデル事業を開始し、これまで16ヶ所で開催している。

NPO法人や自治会、地域ボランティア、飲食店などさまざまな主体により運営されており、その会場も公共施設、デイサービス、民家など多彩である。

料金は、こどもは無料で大人は200円～500円となっている。

明石市社会福祉協議会において、運営団体に対し助成金の交付や開設・運営のサポートを実施している。

###### (ウ) 今後の展開

モデル事業を踏まえ、制度の見直し等を行いながら、全28小学校区への展開を図っていく。

##### イ 手話言語・障害者コミュニケーション条例

###### (ア) 制定の趣旨

障害のある人が、その障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用しやすい環境を築くことにより、障害のある人もない人も分け隔てられることなく理解しあい、お互い

一人ひとりの尊厳を大切にしよう共生のまちづくりを推進するために「手話言語を確立するとともに要約筆記・点字・音訳等障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例」（通称「手話言語・障害者コミュニケーション条例」）を平成27年4月に制定した。

なお、この条例を障害者差別の解消に向けた施策の一環として位置づけ、平成28年4月に施行した「障害者配慮条例」制定へのステップとした。

#### （イ）条例施行に伴う施策

条例が施行されてから施策を推進していくために、必要な財政上の措置を講ずることを条例に明記し、市内すべての小学校で手話教育の開催、手話通訳士の資格を持った正規職員の採用、タブレット端末を使った遠隔手話通訳サービス、施策推進協議会の開催等、具体的な取組を進めている。

### 3 主な質疑応答等

Q：全国手話言語市区長会に、ようやく私どもの墨田区も今年の2月に加入しました。

市長は、手話言語の推進に関する国の動きというのはどういう具合に現状認識をされているのでしょうか。また、この手話言語・障害者コミュニケーション条例をつくられるに際しご苦労の話を是非聞かせていただければと思います。

A：手話に関する質問ですので、少しまとめて話をします。私自身は1990年代に手話がそれぞれ影のような存在から国際的に手話が認められ出した時代に、手話サークルを立ち上げて、手話の勉強を始めた立場です。しかし、20年経ちましたが、まだぼちぼちの状況です。そういった中で私も市長になりまして、せめて明石市でできることという形で、明石市で手話に関する条例をつくりました。

そのときに、手話だけでいってしまうと、どうしても対象が聴覚障害者のうちの半分ぐらいと言われて、できたらもっと幅広い形でと思ったので、手話をしっかりと位置付けると同時に、点字や幅広い方々の理解を得た中で進めたいという思いがありました。それをもっと広げるために全国手話言語市区長会をつくりたいと思い、全国のろうあ連盟に相談をし、1年前に立ち上げ、今や360を超える首長が入っていただく会議までになりました。

条例も随分広がってっていますが、残念ながら国の動きはまだこれからです。国とは、内閣府と文部科学省と厚生労働省と総務省の四つの省が関係するのですが、全部冷たいです。内閣府は、障害者の基本法の中で、言語に手話を含むというふうに一旦書いてしまったものですから、理念的には手話も言語ですよというふうに法律上位置付けているという整備をしています。内閣府の限界はお金を持っていませんし、施策を展開できるところではありませんので、少ししんどそうな状況です。

次に、厚生労働省は少し動き始めまして、いわゆる手話通訳の派遣であるとか、タブレットなどを使ってのそういったことについては、少し予算付けが始まったと理解をしています。

文部科学省は、いわゆる学校現場において、本当はちゃんと手話を必要な子どもたちには手話を教えることも必要なんです、人件費の問題もありますので、少し腰が重たいかなということを正直思っています。

あと、総務省がもう少し、選挙のときの手話通訳であるとか、通信技術などの費用なども軽減すると、手話の世界ももっと一気に広まるんですけども、このあたりもなかなか難しいです。私としては、去年も総務省に対して要望を上げているところですけども、残念ながら国のほうは一気に動いているとまでは言いにくいのが正直なところです。

ただ、国会議員の中では理解のある方もおられますので、是非国会議員のほうで議員連盟

でもおつくりいただいて、手話言語法の制定に向けて頑張っていたいただきたいというのが私個人でもあり、手話首長会の思いだというふうに理解いただけたらいいと思います。

なお、明石市の場合には、国を愚痴っていてもしょうがないので、国を待つことなく条例をつくりました。その条例に基づく形もありまして、小学校4年生は順々に全校で、手話教室を開いたり、高齢者大学の部分でも取組を始めました。間もなくですが、タブレット端末を利用者に貸与して、家にいても、例えば病院の診察時間の予約だとか、テレビ電話を使ってできるシステムをモデル的に始めております。そういった形で、技術の進歩をうまく利用して、こういったテーマについても、できることを広げていきたいと思っていますところです。

手話についての発想の転換がどうしても必要なのが1個あります。手話は誰のために必要かということです。手話が必要なのは聴覚障害者ではありません。例えば私に必要です。明石市では、2年前に生まれながらの聴覚障害者の方が市議会議員に当選されました。その方は毎回私に質問をします。手話で質問をします。でも、私はその手話を私は勉強中ですがそれでも、残念ながら理解しきれません。

とすると、その議員の手話をちゃんと私の分かる言葉に訳していただかないことには私は答弁できないわけです。つまり私にとって手話通訳が要るんです。私が口でしゃべっても、それをその議員は聞き取れませんので、手話通訳を介してご理解いただかないとキャッチボールができません。

つまり手話というものは、聴覚障害者にだけ要るのではなくて、私にとっても要るように、全ての人にとって手話通訳が要るのです。聴覚障害者が手話通訳者を自分で連れてくるというのは間違いです。市民全てにとって手話が必要な以上、つまり手話を全ての市民が理解していれば、手話通訳は要りませんが、残念ながらそうではないわけで、手話通訳を介しないとコミュニケーションはできないわけですから、その費用を使うと云ったら、公が持つべきだという考えであります。なので、明石市では手話通訳の派遣の費用は市が持つという形で整理しています。

多くの方は一般論ですが、手話なんてものは聴覚障害者の手話を使う者が費用を持って当たり前じゃないかという発想なんです、ここは突破していかなければなりません。手話というのは最低限のコミュニケーション保障ですから、これはできる限り公で負担していいのではないかという考え方がポイントかと思っています。

Q：今、聴覚障害をもつ議員のお話が出たので、ついでにお伺いするのですが、議事録を見ると、本会議では確かに質問しているんですが、委員会で質問をされたのが議事録に出てこないんですね。委員会のほうの対応はまだ難しいですか。

A：委員会でも質問したらいいと思いますけれども、若干遠慮したのかもしれませんが。質問すればいいと思いまけれども、深い意味はないです。

四つの委員会ありますが、一つの委員会に本人が入っていますし、残り三つも全部傍聴されていて、当然全部手話通訳がついています。その議員は市民の代表ですから、手話通訳を付けるのは当たり前ですので、そういう意味では、手話が当たり前になりました。

ちなみに、生まれながらの聴覚の障害者が選挙に当選したら、本会議が徹夜になるんじゃないかという誤解の声が一部からありましたが、そんなことは起こりません。普通に手話を通してやれば普通の時間で会議は終了します。

あと、そんな人が市議会議員できるのかという声も一部ありましたが、今は違います。その方の勇気と頑張りが、社会に続くという非常に大きな要素がありましたので、そこはその方の存在そのものが大きいと思っています。

Q：明石市の広報紙で明石駅のホームドアの整備について掲載されていますが、市が主導する形で署名集めもやったのでしょうか。

A：これは相当気合い入れてみんなでやりました。本当にオール明石の象徴的な成功事例でありまして、喜んでおります。

具体的には、明石市は手話のみならず、さまざまな障害をお持ちの方々に対してできることはしていこうというコンセプトで条例を次々つくりました。そういった中で、是非お願いしたいと思ったのは、全ての障害者団体が連携をして、加えて障害者団体のみならず、事業者、商工業者も一緒になってやさしいまちをつくりたいと思っておりました。

そういったときに去年の8月ですけれども、東京の丸ノ内線で悲しい事故が起きました。実はその事故の半年前にも、明石駅で死亡事故が発生しており他人ごとではありませんでした。そういった中で、障害者団体にご相談を申し上げて、この際危ない明石駅にホームドアを付けようじゃないかと機運が高まり、具体的には視覚障害者団体が中心になって請願を明石市議会に上げられました。

明石市議会では全会一致で、明石駅などにホームドアを設置することを国に求める請願が採択をされ、それを受けて視覚障害者のみならず、障害者関係団体の8団体へ署名運動が始まりました。短期間で1万人を超える署名が集まり、その署名を携えて、議長と市長と商工会議所と障害者団体でJR本社に乗り込んで、署名を届けました。

また、市議会の皆さんに大変な力をお借りして、国土交通省の大臣、副大臣、政務官にも市長と議会が一緒になって要望活動が続け、いわゆる国に対してもJRに対してもまちを挙げた取組をしました。その結果、明石駅にはホームドアをつくることに決まりました。明石駅よりも大きな神戸駅や姫路駅より先に、明石駅に優先的にホームドアがつくことになりまして、まさに障害者と障害者団体が手を携え、商工会議所や議会と一緒に活動をした具体的な成功事例という形で、市民の皆さんも喜んでいただいている状況で、そういう形で単に障害者が一部で声を上げるような話ではなくて、障害者の声を具体的な形に置きかえていくということをまちのみんなでやりましょうというストーリーでやってきて、本当にうれしい限りです。

もちろん金が掛かりまして、12億円かかるんですが、明石市が2億円負担しますけれども、しょうがないです。JRが4億円、国が4億円、兵庫県が2億円、うちが2億円、合計12億円で2年後ですけれども、明石駅にホームドアがつくことになりました。

Q：二つ質問があります。

一つは財源論についてですが、明石市は今好循環で人口と税収が増えているということですが、何か削るという決断も片方にあると思うんですね。そこについては、どういうご決断をされ、市内をどう説得され、市民にどう理解を得てきたのかというのをひとつ伺いたいです。

それと、もう一つは、この流れというのがどこかで平準化されるときが来るのかなというふうに思うんですね。例えば、都市部だと待機児童の問題で保育料を下げてみたり、保育士の確保策をいろいろやったりする中で動いていくわけですが、市長の子ども優先の行政施策のその先、次の展開というか、そういうビジョンがあれば是非聞きたいな思います。

A：一つはお金の話で、一つは将来に向けての話だと思います。

まず、お金については大変反省が多いです。

私が市長になった6年前に、まずやったことは、市民の皆さんに対して、「明石は貧乏です。金ありません。」と言いまくりました。市長が金ないと言うてどないすんねんと言われ

ましたけれども、贅沢言うなということをほんまに言いました。

加えて、お金を子どもとか障害者も含めてシフトしたかったので、高齢者に対して説得しようと思いましたが、失敗しました。具体的には、明石市に13の中学校区に一つ高齢者大学がありまして、そこを順番に全部回り説得しようと思ひまして、こう言いました。

たとえ話として、「皆さん、これまでは、フルコースディナーを腹いっぱい食べた後に、デザートにケーキとフルーツと両方食べていませんでしたか。でも片やお孫さんやひ孫がお腹空かせている状況なんですよ。どうか皆さんフルコースディナーの後のデザートはケーキかフルーツかどっちかに絞っていただいて、そのお金で子どもたち、お孫さんたちにおむすびをつくってあげたいと思うんです。皆さん、ご理解いただけますか。」とやったんです。

私はこれはいいかなと思ったら総スカンで、嫌だと。私は別腹で両方食べたいと。おまえらがやっつけと言われまして、えっと思ったんですけれども、全然だめでした。

つまり高齢者もしんどくなってきました。介護保険料も上がりますし、介護サービスも減ります。そういう中で、高齢者のお金を削って子どもに回すなんてストーリーを、これは無理だと悟りました。

市民の「おまえのほうでやっておけ」という声は当たっており、市民の多くはまだ行政に無駄があるという意識が強いと改めて痛感をしたので、新たに仕切り直しまして、基本的には市の行政組織のスリム化であるとか効率化、そういった部分でもって子どものお金を捻出するというストーリーに大きく変えました。

具体的には、例えば市の給料も地域手当がそれまでは10%上乘せでしたが、6%まで下げましたので、4%分は結構大きいです。総人件費における4%分ぐらいを下げていますし、残業代も半減ぐらいになっていると思います。てきばき昼間働いて、夜は家族でご飯を食べようというキャンペーンをしまして、それでその残業代の把握も部長のボーナスに反映させました。つまりちゃんと管理できているかどうかによって、部長のボーナスも変化するというを導入したりしながら、できるだけ行政の効率化、スリム化を図りました。

あとお金について、あまり個別に言うとうるさそうですが、実際、私が市長になってからは、例えば、公共事業系、ハード系は相当切っています。半端じゃなく切っていますので、そういう意味で言うと、公共事業に関連する方々の受けは最初の三、四年はむちゃくちゃ悪かったです。

でも、おかげさまで最近になって、人口がどんどん増えていますので、いわゆる建築業者などは、家を建てたり、マンション建てたりと、仕事がいっぱい、ようもうかってはります。商店街への補助金は大幅減らしましたがけれども、どんどん人口が増え、いわゆる購買意欲のある中間層がいっぱい来ているので、まちがにぎわってきており、市の公共事業とか補助金は切りましたがけれども、逆に民間事業が掘り起こされているので、いわゆる地域経済は活性化してきていますので、最近是非常にご機嫌の方が増えまして、助かっています。

ここは、2年ほどぐらい前から一気に空気が変わりまして、それまでは今の市長は福祉ばかりやって、経済に関心がないと言われておりました。そうではなくて、しっかりと本気でやることによって地域経済も活性化してきましたので、最近そういった批判はほぼなくなりました。

次、二つ目ですが、子ども施策も含めて、周りとの比較が大きいんですが、東京から見ると明石の風景はぴんときにくいと思います。逆に言うと、私からすると、関西は子どもに冷たいんです。だから、子どもの医療費一つ見ても、首都圏と中京圏はある意味手厚いです。

ただ、東京の特徴は、言葉を選ばなきゃいけませんが、比較的財政的にも一定程度やりく

りが可能な状況だと思われて、大体東京23区のどこかが一つが前に進むと周りも付き合う。それがだんだん首都圏全体に広がっていく構造をとりますので、中心部から広がるような流れです。中京圏も名古屋とか豊田とかがいろいろお金もありますので、そこが始めて周りがお付き合いするんですね。

関西は軒並みどこもやっていない状況なんです。つまり関西経済はしんどいものがありまして、なかなか自治体としての余力もなく、そういう意味では関西はほとんどやれていません。なので、分かりやすく言うと、明石市が首都圏並みの施策をやっただけで関西は目立ちます。そして、周りがなかなかそれを追っかけてこれられない状況の中で、明石市とほか自治体の濃淡が非常についています。なので、例えば神戸市から明石市に引っ越すだけで、子どもが3人いれば500万円ぐらい得しますので、そういう状況が今つくられています。

もっとも今後は周りの自治体もいろいろ工夫されるでしょうから、一定程度そういうやつが並んでくる可能性はあります。ただ、そのところについては、明石市は先ほどもお伝えしましたが、経済的な負担の面だけではなくて、子どもたちに本気で関わろうとしておりますので、今後、児童相談所もつくり、里親もしっかりと手当てをし、早い段階で子どもに気づいて支援をするというまちづくりをしていきますので、そういう意味では単なる予算額の比較では並んできたとしても、もう既に明石市はその段階ではなくて、お金以上の本気で子どもを支える、地域と一緒にやっていくのを始めておりますので、そういう意味では差はまだまだついていると私は思います。

一例を挙げると、明石市では既に子どものみならず、障害者、高齢者の三つをセットにして、明石市内に6カ所に地域拠点となる地域総合支援センターをつくります。そこは何かというと、縦割りの子ども、障害者、高齢者をばらばらじゃなくて1カ所に集めます。そして、地域のボランティアと一緒に組んで始めることをスタートしていますので、そのほうがコストが安いんです。しかもそのほうがより早い段階で支援ができます。こういうイメージです。

少し逸れますけれども、これもよくお伝えしておるんですが、私は職員みんなに標準家庭についてよく言います。これまでの厚労省などが言う標準家庭はこういう家庭です。お父ちゃんが1人しっかり働いて、金をもうけて、お母ちゃん、専業主婦、子ども2人おって両方かわいくていい子、賢い子みたいな、こんな標準家庭を描きましたが、今そんな家庭はあまりありません。一方、私が言う標準家庭というのは、お父ちゃんはDV夫、お母ちゃんは心病んでいて、子どもがネグレクト状態でまるで飯食うてないと。奥には寝たきりのおばあちゃんがおって、そして家貧乏、これを標準家庭とずっと言っています。

とすると、こういった標準家庭を支えるには、DV対策も要ります。心のケアの精神障害支援も要ります。子どもの子育て支援も要ります。そして、高齢者の支援も要ります。そして、生活困窮者支援も要ります。これらが少なくともパッケージとして、自治体として責任を持って支援を始めようじゃないかぐらいの気持ちで、つまり家庭全体を丸ごと行政が地域と一緒に支えるということを市長就任直後から言い続けて、その方向に相当シフトしてきています。そのほうがコストは安くて、より支援が手厚いというストーリーです。

なので、その辺はかなり早く進めておりますので、今後、また選ばれるまちになっていくと思います。

Q：今のお話の中で、児童相談所を設置する考え方を披露していただいたんですが、まだまだ東京都は私も23区で一体できるんですかという、まだそういう意識なんですね。30万の人口を突破した中で、児童相談所運営が30万都市で適していくのかなとか、墨田区も人口26万人ですけども、実際財政はどうやってとっていかうとか、あるいは設置場所というのは

一体見当たっていくのかとか、職員の体制はどうなのか、相当な財政の負担が掛かってくると思うんですが、市長の考え方を少し披露していただければありがたいと思います。

A：子どもに関しては、本当に人によって価値判断がかなり割れると思いますので、私の考えとなりますが、私は市長をやる前は弁護士もしておりまして、子どもたちのことを相当やっていました。そのころから本当に都道府県どまりの児童相談所では、地域と距離が遠過ぎる。社会資源を持っていません。サービスの発生も進んできません。つまり県がいくら頑張ったところで、兵庫県なんて人口550万人ですので地域の顔も分かりません。生活保護も発生できません。そういう状況で支え切れないと、これは市がやったほうが望ましいと思っておりました。

私が市長になって、直後に厚労省に児相をつくらせてくれと頼みに行きました。でも、その当時厚労省は冷たくて、明石市さん、無理しなくてもと言われて、私も相当頭にきたんですが、何を言うかと、明石市はつくるんだと言っていたところ、国のほうも方針転換をし、できればつくってくださいに変わったので、明石市は喜んでつくる形になりました。

幾つかポイントはあるんですが、まず人の問題が一番大事です。明石市では早い段階から児相をつくる予定にしておりましたので、どんどんこの分野に人を宛がって、既にかんりの体制をつくっています。明石市では去年から兵庫県の中央児相に派遣と言っていますが、実際明石の子どもたちを見ています。

例えば、弁護士職員を児相に2人配置します。そのうち1人は福岡市児相へ研修に行っています。だから、早い段階から心ある人を採用し、その人にちゃんと研修を受けてもらって、即戦力として位置付けていくということをやっております。明石市の特長は人を早い段階から採用し、ちゃんと養成しているところが特徴です。

私は、この1年間で11カ所、児相回りをしておるんです。東京都児相も行きました。さまざまな児相を回っていますが、私が印象深く思うのは、やるんだったら自前で人を育てることまで考えないとしんどいかなと思います。なので、東京23区が東京都から所長をくださいとか、しっかりした人をくださいといっても、東京都のほうだっている人も要りますので、なかなか難しいのかもしれない。この点、明石市では初めから兵庫県から1人も要らんという方針です。

だから、全て自前でやるという覚悟で初めから考えておりました。ただ意外にも県のほうからもどうですかと言ってくるので、いい人だったら来てもらったらいいですけども、基本的には県から1人も来なくてもやり切るといって形でスタートを切っています。実際はマイナスだと思いますけれども、ただ全部お任せでは無責任だと思うので、一定程度応援をもらいながらも、通常は2年、3年ぐらい来ていただいて、シフトするようなイメージかもしれません。

次に、お金の問題についてですが、お金は掛かります。イニシャルコストが掛かります。明石市の場合、児相の箱物で7億円掛かります。うちは例えば来年中核市なので、来年保健所をつくり、動物愛護センターをつくり、次の年に児相をつくります。この三つを一気につくります。20億円掛かりますけれども、ちゃんとお金をやりくりして20億円つくりましたので、あとのランニングコストは大体とんとんになりますから、国から言えばそのお金を都道府県に出そうが、政令市に出そうが、どこに出そうが一緒ですから、毎年の費用は基本的にとんとんだという理解でいいと思います。ただ、箱物をつくる費用は掛かると思いますので、そこをどう捻出するかだとは思っています。

ただ、私は、子どもについて責任を果たそうと思うと権限が要りますので、児童相談所と



いうのは箱ではなくシステムだと思います。権限といっても責任が果たせることだと思うので、児童相談所を持たないと、例えば明石市の考えだと、こども食堂で気になる子どもがいれば、その子どものところにちゃんと家庭訪問をし、もし訳ありであると、早い段階で一時保護し、一時保護所でお預かりする。親を説得するとか環境調整をして、また戻っていただくということも含めるときに、その権限がないと分離できません。

その後、例えば親による養育がどうしても難しくて、里親的にお願いするときの里親委託権限は児相ですから、児相を持たないことには保護ができませんし、里親委託ができませんので、そういう意味では児童相談所なくして子どもに対する責任は果たせないというのが私の考えです。

なお、私の考えとしては、そもそも高齢者虐待防止とか障害者虐待防止の責務は市町村が負っています。高齢者や障害者の虐待防止を市町村がやっているのに、どうしてもっと支援の必要性が高く、親がいて、タイプとしては難しいテーマの子どもについて、都道府県、政令市任せでいいのかと、そういった子どもこそ、子どもに近い自治体がやればいいのか。

もっとも人口規模が極端に少ないところは、現実的ではありませんので、人口規模が一定程度あるのであれば、人口が30万人程度あるのであれば、十分それを担っていける、責任を果たせるのではないかとというのが私の考えです。

Q：関連してなんですけれども、こども食堂は全ての子どもを対象にということだと思うんですけれども、最初からお話するように、気になる子どもを見つけるのが大きな目的だと思います。現状スタートしてから8カ月間で16カ所での実施ということなんですけれども、まだ1年も経ってないですから、課題と成果が見えてきてないかもしれないんですけれども、もし課題と成果があるのであれば、教えていただきたいのと、児童相談所に関しては、一時保護所も併設する予定のようですが、一時保護所は定員何人ぐらいでしょうか。

A：一時保護所は30人です。だから、兵庫県は人口550万人で定員40人、明石市は人口30万人だけれども、定員30人です。基本的に個室です。2人部屋になるようにしますけれども、そこまで一遍に子どもは来ないので、基本的には個室です。

男女別、男空間と女空間とちっちゃい子空間、三つに分けます。それぞれマックス30人までは対応可能ですが、そこまでたくさんの子どもの来ないと読んでいますので、通常時は1人ずつ自分の部屋を持てると。ただ、1人で寂しい子とか、兄弟だったり、複数対応等が多くなってくると、30人までは保護できる状況をつくります。

東京都なんかものすごい数なのに、一時保護所の定員数はほとんど持っていないから、結局保護したくても、保護できるだけの箱がないという状況だと思います。明石市としては、少なくともそれは用意しておいて、ただそこを逆に個人部屋で使おうという考え方です。

ちなみに、明石児童相談所は二つ隣の駅のJR大久保駅という明石のど真ん中の駅の真ん前、徒歩1分の一等地につくります。児童相談所を山奥にはつくりません。それはなぜかというと、子どもを核としたまちの象徴だからです。児童相談所は迷惑施設ではありません。児童相談所はまちの顔ですという考えです。

もっとも市民受けもありますので、名前は「あかし子育て支援センター」にして、児童相談所の面積が9割ですが、1割部分に子育て支援センターを駅方向につくり、駅から見ると子育て支援センターで、2階はこども図書館なんです。だから、駅から見ると人は、子育て支援センターと図書館があると思うんですけれども、実際にはそれは1割で、9割は児童相談所なんですけれども、そういったことをやっていますけれども、基本的に駅前の一等地に位

置付ける形で、ちなみにお隣に保健所をつくりますので、明石市は保健所と児童相談所を並べてつくります。これは意味があります。

一例を挙げると、例えばしんどくなってしまったお母ちゃんは子どもにご飯をつくれません。そうすると、お母ちゃんがうつとかで病んじゃうと、お母ちゃんの精神障害者支援が必要なんですけれども、セットで子どもは晩飯をつくってもらっていませんから、栄養がいていません。

これを子どもに着目すると、児童相談所の子どもの貧困とかネグレクトの問題です。お母ちゃんに着目すると、精神衛生の問題で保健です。世の中どうなっているかという、両方押付け合いしているのがほとんどです。しかし、明石市は、両方並べつくって、実際担当者2人で行くと。だから、お母ちゃん支援も子ども支援も明石市が2人組になってやっていくという考え方で、実際物理的にも並べてつくことにしましたという形をとっています。

一つ目のこども食堂については課題がいっぱいありました。今もあります。

例えば、今はまだ明石市は保健所を持っていないので、こども食堂をやろうと思うと県がうるさくて、許可を取れとか、細かいんです。あとはもし事故がおこったときの子どもに対する賠償責任どうなるかとか、そういう意味ではたくさん課題はありました。こども食堂も人によってすごくイメージが違うんです。

例えば、こども食堂というと貧乏人の子が集まっているところでないかという誤解がありますし、そこにいろいろな期待をするものも違います。月に1回、2回やったから何があるねんという批判もありますので、そこは本当にさまざまな意見があって、まだその過渡期であります。

ただ、私が言っているこども食堂というのは、全ての子どもたちに開かれた地域拠点です。そこに大人たちが子どもに関わることによって、そのとき来る子どもが殊さら貧困とか関係なかったとしても、その子どもを通してクラスの情報や学校の情報も地域が得られると。それなら、周りにお腹を空かした子どもがいたら、次連れておいでといってその子も来られると。その子だけの空間にすると、かえって来にくくなりますから、明石市のコンセプトは、全ての子ども、誰でもお越しく下さいと。ただ、気になる子どもに上手に声かけをして、地域が意識を持ってくるという考え方に立っています。

場所によってばらばらですが、毎回20人、30人来ているところもあれば、数名のところもあります。ただ、私は人数が多かったらいいやと思わないので、ちゃんと地域の大人たちが地域の子どもたちに関心を持ち、地域の子どもと大人の交流が始まり、そこに学校とか、いろいろな関係機関も一緒になっていくことによって、目がたくさん増えてくることによって、隅々まで子どもの気になるところに気づきやすくなると。

私の狙いとしては、あの子は毎日、毎日Tシャツやという情報がちゃんと行政に早く入ってきて、行政が家庭訪問できることになるだけでもありがたいと思うので、情報がなかったら動けませんので、一人ひとりの子どもの情報を早い段階で行政、児童相談所が把握できる仕組みをつくりたいという思いが強いです。

なので、今後につきましては、半分少しまではいきましたけれども、全てつくり上げるためには、行政直営も視野に入れて、地域拠点をつくる方向を今検討している最中です。

ただ、プラスとして、当時は手探りでしたけれども、大分慣れてきた方々なんかは、これまで高齢者の配食サービスというのが結構多かったんですね。高齢者のほうはやりやすかったと言われますね。なぜかという、高齢者はあまり文句も付けないし、ありがたうで済むんですけれども、子どもの場合には親がいますから、親対応が苦勞するんですね。

迎えに来てくださいといっても、迎えに来る親ばかりではないので、でも迎えに来ない親こそ心配ですから、家に送り届けるのをどうするかとか、いっぱい課題が出てきまして、かなり試行錯誤はしました。

ただ、やってみたら、やれんことないなという形で、多くの方々は何とかやれそうやということで、無理のない範囲で少しずつやれることを増やしていていますし、具体的には高齢者と子どもたちと一緒に夏休みにやろうとかという動きも始まっていますので、地域ごとにいろいろな工夫が始まったということはいいいことだと思っています。

Q：それと、もう1点、運営主体がNPO法人とか一般社団法人等はその経験があるかもしれないんですけども、その他地域のボランティアグループとか、まちづくり協議会とか、中にはホテルとか飲食店などありますが、市が啓蒙することなく、こういうところが自ら協力してくれたんですか。

A：そうですね。手挙げ方式で手を挙げていただいて、そこをアレンジ、コーディネートをして、やってくださいという形です。

ここは自慢になりますけれども、今の明石、非常に私はありがたいと思うのは、子どもに対してものすごくまち全体がやさしくなってきたことです。一時は、子ども、子ども言うなと、批判も一部いただきましたけれども、最近は明石が子ども施策を最重点化していることはほとんどの市民が知っていますし、その結果、明らかにまちが元気になってきていますから、子どもを本気で応援するということは、明石のまちにとっていいんだという非常に強い空気が漂っていますし、こういったテーマにさまざまなボランティアが私も手伝うわという形になってきています。

これは飲食店もホテルも含めて、流れというのか、風というのか、子どもに対する地域貢献、社会貢献というものに対して、非常にいい風が吹いてきていると思っています。そこは大きいと思います。空気感が大きいです。

Q：こども食堂の事業がスタートして、まだ検証はこれからというお話ですけども、要望とかは上がっているかと思うんですが、その辺はどうですか。

A：例えば、お金の使い方のところで、こども食堂の範囲内であれば可というふうにしたんですけども、最初ある程度制限を設けていました。毎回、毎月継続してやっていくのは、ボランティアが続けてやってもらわないとだめということで、続けてやってもらう仕組みが必要だと、そのときにこうしたお礼、謝金を渡したいという要望が上がってきましたので、それを認めましょうということで始めました。

Q：回数とか、そういうのは決めてないですか。増やしてくれとか、いろいろとあると思うんですけども、どうなのかなと、これから検証するという話ですけども。

A：こちらとしては、月1回よりも月2回以上お願いしたいと考えているんですけども、なかなか今は1回が精いっぱい、そこを支援している状況です。ただ1回がうまくいってくと、2回にシフトしたところもあるんですね。最初の1回だけで2回やっているところもありますので、そういった形で支援していこうという状況です。

Q：運営していく中で、アレルギーとかの対応のところは、どのようにされているのか、一番問題ですよね。

A：現状、明石のこども食堂の場合は、アレルギー対応しておりません。

実際、各こども食堂でチラシをつくられて広報しているんですけども、その中にアレルギー対応はしておりませんということを必ず入れていただいております。それを一応保護者の方にも理解いただいくという形をとっています。

Q：こども食堂についてなんですけれども、一応説明いただきました。東京都の子どもの生活実態調査報告書の中で、朝食べてこない子、これが問題だというふうに指摘しています。これは23区の中で墨田区と豊島区、それから調布市と日野市、2区2市の調査結果を東京都のほうに提出をして、まとめてあるものです。

家庭の事情等々で朝食を食べずに登校する、学校に来てお腹を空かせていると、この調査書を見たら、週に2食しか食べられないとか、食べられないという子がいるんだというふうに出ており、私はこれを見て私の予想以上に深刻だなと思っています。明石市は子どもに対しては、本当に市長自らあのような思いで、全ての子どもに全てやるんだというつもりですので、朝食についてはどういうふうに考えているのかなど。運営上大変だと思うんですけれども、子どもの立場で考えてくれると、朝食べてこないというところが基本かなと思っています。その辺は今後の対策で話題になっているのかどうか、お答えいただきたいと思います。

A：明石市のこども食堂は手づくりで温かい料理というイメージが先行しているせいか、皆さんどうしても平日の夜、土日の昼、夜という形にシフトしているんですね。

実は来月ぐらいから具体的にスタートしようと思っているんですけれども、手づくりじゃなくてもいいよということで、全部に出そうかなと、ちょっとしたパンとかおにぎりとか、それでも構いませんと。

どうしても手づくりになると、調理場所が伴った会場じゃないとできないとかあったんですけれども、手づくりじゃなくてもいいよと全面的に出せば、どこでもできると思うんです。そういうのを全面的に出して行って、朝食ということにも入っていききたいなというふうに考えております。

Q：今、こども食堂が17カ所ということで、例えば自分の小学校区以外の食堂に行ったり、何かこっちのほうがおいしいからとか、そういうのは結構あるんですか。

A：校区の真ん中にあるところはあまりないんですけれども、校区境とか、結構そういうところは実際区外の小学校から来ている子どももおります。

Q：最後に1点だけ関連で、こども広場の親子交流スペース「ハレハレ」について、お伺いしたいんですけれども、ボーネルンド社の大型遊具を採用したというふうに書かれているんですけれども、ボーネルンド社に運営を委託しているということではないんですね。これまで遊具を購入をして、直営で運営ということでしょうか。

A：運営のほうは、YMCAという法人です。

Q：基本的には子育て支援センターという位置付けですか。

A：支援センターとは同じフロアなんですけど、別のところに子育て支援センターがありまして、親子交流スペースというのは、廊下を挟んだところにあります。

Q：一般的には有料施設、ボーネルンド社は基本的には有料施設を運営していますよね。

A：市外の方は90分300円、市内の方は無料です。

Q：ちなみに、建屋は区の施設ですか。

併設の図書館、こども図書室とか、明石市民図書館とか、区分所有ですか。

A：フロアごとに区分所有ですね。

Q：ちなみに、民間のどんな施設が入っているんですか、ショッピングセンターみたいになっているのですか。

A：1階は居酒屋さんとか、それから医療施設、民間のもともとあった建物の一部を保持していて、4階が市民図書館で、5階がこども広場、6階が窓口です。

Q：小学校区17カ所で、これは同じ小学校区の区域の子どもがそれぞれのところに行かれるの

か、それとも今食事のいわゆる絡みのことで、満足にはとれてない子ども、月に2回以上実施したいという課長のほうからお話があって、こういうところでエリア以外、校区以外で子どもたちは動いているんですか。非常に心配なので、温度差がありますよね。

A：基本は、校区外には子どもだけでは出てはいけません。親御さんと一緒にしたらというのはありなんですけれども、子どもだけで校区外のこども食堂に行くのは、基本的にはないです。

Q：規模によって助成金の額が一緒なんですか。10人のところも30人のところも。

A：いろいろと議論をしたんですけれども、一律一緒です。

Q：例えば、30人来るような会場で、1回につき運営費、食材等も含めてですけれども、2万円で足りますか。

A：実際は足りていますね。食材の提供ということが大分増えてきて、1回2万円で多分お釣りは返ってこない。

Q：ボランティアの謝礼は出ないんでしょうか。

A：出しているところと出していないところがあります。

逆に数人だけしか来ないところに、それを出すのかという声も少しあります。

Q：学校給食は給食センターじゃないんですか。

A：給食センターです。小学校は小学校ごとに給食をつくるんですけれども、中学校は東部と西部と2カ所で。

Q：センターがそこに運ぶということだ、搬送するということなのかな。

そうすると、いろいろな経費が掛かる中で、今ある施設の有効活用というようなこともどうなんでしょうね。少し位置付けがまた変わってくると。子どもと一緒に調理をするという、調理実習の延長線上にそういうものがあるということで、そのこともあれですし、それから親の責任もあれば、何か自治体としてやるべきこととして、どの点が必要なのか、自問自答しなければならない時期がやってくるのかなと、そんな感じがしました。今の子どもには罪はないですから、何でもやって、大人の感覚として、自治体でやれることはやってあげるんだけれども、その辺のことは、いろいろ出てくると思うんですよね。

Q：所管外になってしまうかもしれないんですけれども、この手話言語・障害者コミュニケーション条例を取り組むに当たって、御市での障害者の雇用について、何か発展的なことというか、雇用が増えたとか、就職しやすくなったとか、何かそういったような効果としてはどうでしょうか。

A：いわゆる差別解消条例を検討する中で、それに関連した取組として、障害者雇用の特に障害者職員の採用を市としても積極的にやっていこうということになりました。

民間の企業にいろいろ言う前に、市役所として積極的に雇用をしていこうという取組をさせていただいて、それまでは身体障害の方々だけを対象にしたものから、障害種別を取り払って、全ての人たちに呼びかけるというような感じで、これも全国募集し93名ぐらいの応募がありました。実際一遍に1回で面接をやることは難しいので、2回に分けて面接を行って、実際に面接に来られた方は70人ちょっとでしたが、それもいろいろ障害別に分けて、例えば精神とか、発達障害とかの家族会のほうの役員にも面接員になっていただいたりしながら、採用を決めていったというような取組などもさせていただいています。

そういったことが差別を解消するということと、差別を解消する条例をつくるということは、特に市としての障害者職員を採用するときに、身体障害だけを採用すること自体が差別的な扱いになりかねないようなところもありますので、そこはきちんと条例を踏まえて、障

害者職員の採用もやっていこうという考え方で、取組をさせていただいたということがあるかと思います。

Q：これは今後民間のほうに波及していってくればということですね。

A：その辺がこれからの課題かなと思います。

Q：結果的に採用に結び付いたのでしょうか。

A：平成28年の4月から、精神障害の手帳から言うと3級の方の採用と、あと内部障害の方、身体障害の1級の方の採用に結果としてはなりました。もともと2名の定員としていたんですが、ただそれは1回で終わるわけじゃありませんので、特に知的障害や精神障害の方々の筆記試験、試験の仕方、方法も合理的配慮という視点から考えなければいけないのではないかという話もありますので、またこの秋に向けて、改めて障害者職員の採用には取り組む予定にはなっているということです。

Q：意思疎通支援実施要綱を改定されたということなんですけれども、派遣されるのは基本的には手話通訳者と要約筆記者ですよ。登録者が増えたという実績はあるんですか。

A：登録者自体は、今の時点でまだそんなに大きく増えたわけではありません。ですので、皆さんそれぞれ地域の中で活動されている方々なので、幾ら数が増えても、日中動いていただける方が非常に少ないので、まずは登録してくださっている方のさらなる質の向上というところで、できるだけきめ細やかな研修をするということです。

奉仕員と要約筆記者ということで、最初は分かれていまして、奉仕員が市町村ということになっていたんですが、今要約筆記者という言い方になりましたので、基本的には県が育成するのですが、ただ明石市は来年中核市になりますので、県と同様に要約筆記者養成を行います。

Q：ちなみに、今現在、要約筆記者として県の試験に合格されている方はいますか。

A：おられます。

Q：それと、派遣する方はその2種類だけですか。ほかにはいらっしゃるんですか。

A：現実的には、地域でそういった試験制度が始まる前から、ボランティア活動を長年続けてくださっている方々に、市として一定の実技レベルを担保する試験をさせてもらって、登録してくださっている方はいらっしゃるので、現場レベルではそういった方にもご協力をいただいて派遣しています。

Q：例えば、難病、ALSとか、筋ジストロフィーとか、重度になってくると、なかなか意思疎通が難しくなりますが、そういった方に対する支援というのは何かありますか。

A：現時点では、まだその派遣というところまで至っていませんが、今後11月から日本財団の支援を得まして、電話リレーサービスというものを市民の方もご利用していただけるようにということで今進めているんです。

これは既存の事業で、日本財団がされているんですけども、音声や聴覚に障害のおありになる方に対して、ご自身で電話することは難しいので、テレビ電話でオペレーターを置いている会社というのが幾つか全国にありまして、そこにかけると、オペレーターが電話に出て、同時通訳のような形で、手話か文字によってコミュニケーションをとります。9月の広報で募集をする予定で、そこは聴覚の方だけではなくて、言語に障害をお持ちの方でも登録していただけます。

先ほどご指摘のあったALSの方々、重度障害者で発声がなかなか出なくて、顔の表情で、まばたきなどで意思表示をするという方々に対してですが、資料の3ページの手話言語・障害者コミュニケーション条例の概要にもありますように、多様な障害者のコミュニケーション

ン手段の促進というところに代用音声重度障害者用意思伝達装置への支援という項目があります。

これは現行の制度の中でも、日常生活用具の中に意思疎通支援用具がありまして、その中に重度障害者意思疎通支援の装置についても、リストとしてはあるものですから、それについても適切な提供ができるようにしていくという趣旨であります。

Q：私のほうからは、合理的配慮を提供するための環境整備の推進についてお聞きします。言葉はとてもやわらかいんですが、説明いただいた資料にも、市の責務、市民の役割、事業者の役割と記載をされていますが、これを計画的に進めていくという課題も含めて、私たちは東京2020オリンピック・パラリンク競技大会を視野に入れて、いわばハード、ソフト面の整備というのをやっていくべきということで取り組んでいるところです。

とりわけ本区では、両国国技館がボクシング会場になると、あるいは墨田区総合体育館が練習場になる可能性もあるということで、ハード面では手を付けていくのかなとは思いますが、これはオリンピックだけではありません。ずっとこれから長い時間をかけながら、地域福祉計画であるとか障害者福祉施策などとの整合性を図りながら進める必要があると思いますが、問題提起も含めて、そういうような計画というものはお持ちなんではないでしょうか。

それから、いわゆる就学前の障害をお持ちの子ども一人ひとりに着目をして、スムーズに小学校に上がったというようなことで、これからも一つの大きな障害をお持ちの方が増えていく、増加傾向にある中で、その辺もしっかり視野に入れて、国全体としてこの障害をお持ちの方の施策というものを充実させていこうという大きな流れがある。この2点についての御市の取組、考え方というものをお聞かせいただければありがたいなと。

A：大きな課題ではあると思うんですけども、明石市におけるそういう差別解消と、そういう合理的配慮、環境整備というところで言いますと、具体的には先ほど説明をさせていただいたような事業者の方々が合理的配慮を提供するための支援をしていく助成制度については、環境整備の大きな取組というふうにも言えるかなと思うんですよね。

そういった環境整備ということは今後どういうふうにしていくかということで言えば、実際にこれは全国的に自治体の障害者施策の中で行っていかねばいけないところになっている、例えば障害福祉計画、又は障害者計画、そういった計画づくりと実際の実施、推進のところでの環境整備というのは、自治体にとっても非常に大きな課題になっているかと思います。

明石市でも今年から来年にかけて、ほかの自治体でもそうなんです、障害福祉計画と障害者計画をつくる予定になっているものですから、一旦こういう条例を三つほどつくって、かなり条例が先行している部分がありますが、ほかのたくさんの計画の中に盛り込まれている環境整備に当たるような施策はどうなっているのかというのを今いろいろチェックしながら、具体的にどういう柱を立てて進めていくかというのは、検討しているところであります。

その中でも、特に先ほどもご指摘のあった、これから小学校、中学校に上がろうとする就学前の子どもたちの問題で、特に医療的ケアの必要な子どもたちの支援が最近の障害者基本計画の検討においても大きな課題に取り上げられていまして、福祉計画をつくるに当たっても、国の基本指針の中に、医療的ケアを支援するための関係機関の協議の場を平成30年度中につくりましょうということを指針の中に書いてあるんですね。

だから、そういった協議会づくり、協議の場をつくるための検討を今明石市でもこれからやっていかなきゃいけないし、いろいろ医療的なケアというのは、本当に子どもから大人含めて、いろいろな場面で出てくる話ですので、家族の介護の負担というのも、ものすごく深

刻な状況もあります。しかし、看護師を常勤で配置するというのも、非常に予算が掛かる話でもありますので、これからその問題一つ取り上げても、全ての子どもを大事にしていこうという考え方からして、どういう取組ができるようになっていくかなというの、私たち事務方としては、そういう検討がしやすいような、そういう課題整理をしながら、是非市長にもしっかり判断していただきたいなという気持ちは持っております。

Q：そういう面で、もう1点合理的配慮の面では、今具体的にいろいろな予算が350万円の当初予算の中で283万円の内訳を聞かせていただきました。そういうようなことで、民間の事業者の方の協力を得るといふ、そういう具体的なアクションというものは大きいのかなと。

ややもすると、今東京都の場合でも障害者差別解消法、これももう一歩踏み込もうと、まだまだ不十分だということで、今年と来年ぐらいかけてさらに踏み込みをやる。墨田区でもこうした動向を注視していて、もちろん条例化ということも当然視野に入れながら、そういう取組になると思いますが、こういう面では、助成制度のインパクト、そこに踏み切れるのかどうか。

今後出てくることは、ハード、ソフトの面で、その辺のことを考えながら、助成制度も視野に入れていかなければいけない。そういった面では、できることからやっていくという面では大変大きい、我々も勇気づけられました。

それから、政治に関わって障害者福祉のみならず、一番基本的なことを市長はしっかり踏まえていらっしゃるなど。これからの自治体のいわゆる活性化、あるいは住民との関係ということからすれば、国がいろいろな予算も含めて、「待ち」ではなくて、基礎的自治体が一番課題を分かっているわけで、そこを横の連携もしっかり取り組みながら、子どものことのみならず、障害者の方のみならず、住民という視点で考えれば、基礎的自治体の役割は極めて大きい。そういったことを実践されていることに改めて敬意を表したいなど。職員の方もしっかりと市長の思いを受け止めて、政治決断に従ってくださって、皆さんが政治家なんだと改めて思いました。

Q：障害者配慮条例に関連してお聞きします。確かに配慮に関して、冊子の中に知的障害、精神障害の中で、こんなことが不便ですということで、軽度の障害の場合は外見や少し話をただけでは障害があることが分からない、精神障害の場合も外見から分かりにくいとあります。こういう人たちに対して、私もよく接する事例なんですけれども、例えば企業とかで知的障害の人とか、精神障害の人が採用されて、なかなか障害に対する理解というのが十分じゃない場合に、その人が困ってしまうということがよくあります。

もし明石市で、例えば配慮条例の中で、事業者に対して特に目に見えない障害について何か理解を普及する、何かそういう取組や研修とかをやっていたら、教えていただきたいなと思います。

A：このパンフレット自体も、できるだけいろいろな方に見ていただきたいということで、出前講座などにも必ず持っていく予定です。ですので、自治会の方とか、それから事業主のほうにも持って行って、十分な説明時間が必ずしもあるとも限らないですけれども、是非研修の材料として使っていただきたいということですか、そういうことで事業者など、いろいろなところからお問い合わせいただいて、パンフレットだけをお送りするという場合もありますし、資料の紹介をさせていただくこともあります。銀行等でも法律が施行されたということで、関心が高くなっているところもあります。積極的にアンテナを高くして下さっている事業者も多いのかなと思います。しかし、現実には当事者の方からすれば、せっかく雇用されても、十分なコミュニケーションがとれなかったり、理解してもらえないという声もち



ろんありますので、今後も取組としてもずっと続けていくこととなるかなと思っています。

Q：事業者の皆さんからも、差別解消条例を検討する最初の段階からアンケート調査をやったんですね。そのときもいろいろ回答の中で、障害のある方がお客さんで来たときに、いろいろな障害があるからということもあって、どう対応していいか分からないことがたくさんあるということで、市としても積極的に事業者向けの研修会、セミナーなどもやってほしいというようなお話もありました。

この合理的配慮の助成制度の事業者の利用が増えてきて、いろいろな関係づくりの中で、事業者を対象にした合理的配慮の提供のための研修会なども2回ほどこれまで行うことができています。そういったところを取っかかりにしながら、それぞれで障害者の理解のための研修を事業者でも実施していただけるような取組がこれから必要だなというふうに思っています。

Q：東京23区の障害者の職員の募集枠は、確か32人とか33人を採用するんですけども、その中で墨田区には1人とか、私その制度は最近知って唖然としました。私は墨田区の障害施策推進の委員として、優秀な方は関係なく採用する気はないのかと質問したところ、障害者福祉課長は人事のほうに伝えるという答弁でこの間はおわったのですが、そういうことを参考にして、御市の考え方を言うと、これはこれで23区の規定ですけども、それも発想を変えということでは、私はいいなというふうに思っています。

それから、手話言語・障害者コミュニケーション条例の第8条で手話とコミュニケーション手段に関する施策を推進するために予算の範囲内において、財政上の措置を講ずるとあります。第16条も、代用音声等々、具体的なもののまでちゃんと書いていらっしゃいますね。逆にこれは、ろうあ協会の事務局次長だった方が市議になられたという、実務の方が議員になられたということも反映されているのかなというふうに思うんですけども、市長は、今回の28年度の採用の中でも、精神の3級の方と内部疾患の方や1級の方を採用されたと先ほどご説明されましたが、多分市長は、どんな障害のある方でも、全てきちっと手を添えて、こういうことでやっていくんだという姿勢があるんだと思うんです。その方々に対しての実務的な財政措置もちゃんと入った条例をこれから進んでいくとお考えがあるかどうかだけお聞かせいただければと思います。

A：大枠の話から言いますと、先ほどの市長のお話の中で、明石市に住む割と若い世代の夫婦の皆さんが増えてきて、お勤め人も増えてきて、その分税収も増えてきています。

税収を市民サービスにという考え方が基本にあるかと思しますので、やさしいまちづくりを進めていくという大きな目標からしたら、障害者施策のところに必要な予算も付けていくことになっていくのかなと思うんです。ただしそこも優先順位を付けなきゃいけない部分もありますので、そこはいろいろ先ほど申し上げたような計画づくりの中でもしっかりと課題整理をしながら、予算措置が効果的にできるようにやっていければいいかなとは思っています。今のお話で具体的にどこにポイントを置いてというのがまだはっきり言える段階ではないんですが、とにかくこの条例を活かしていけるような、それがほかの施策にも波及できるような、そういう流れはしっかりつくっていききたいなというふうには思っております。

Q：まず、この条例を中心にきちっとやっていくと、できたばかりですものね。

A：あとはいろいろ地域生活の支援をしていくための施策づくりというのはたくさんありますので、グループホームを増やしていくだとか、さまざまな先ほど言った医療的ケアの話から、精神障害者の地域移行や地域生活支援の取組とか、児童相談所の話もありましたし、保健所の整備などもこれから課題になってきます。そういった意味ではいろいろな施策につながっ

ていくというのは、この条例をつくることで、施策づくりの考え方もしっかりバックグラウンドを持てるようになったんじゃないかなという面はあるかと思いますが、そういう方向でつなげて、波及できたらいいなというふうに思っているところです。

## 調査概要 【尼崎市】

### 1 市の概要

尼崎市は、兵庫県の南東部に位置する都市である。地域の東は神崎川・左門殿川を隔てて大阪市と、猪名川を挟んで豊中市と、西は武庫川を境に西宮市と、北は伊丹市と接し、南は大阪湾に面している。豊かな川・海に育まれた地域であり、尼崎という地名の由来も、「漁民・海民」を意味していた「あま」という言葉、「海に突き出た場所」を意味する「崎」という言葉であると考えられている。

年間を通じて穏やかな気候である尼崎市は、中世には、京や奈良を西国につなぐ中継港として、尼崎の港が使用され、港町として発展した。近世には、大坂が幕府の西国支配の拠点となったことから、大坂を守る西の要として、尼崎城が築城され城下町となりました。近代に入り、都市化が進む中で、臨海部を中心に阪神工業地帯の中核として発展してきた。

港町・城下町・工業都市など、さまざまな歴史を経て、平成29年に市制100年を迎えた。

平成29年6月1日現在、人口は451,287人、面積は50.72平方キロメートルである。

(参考資料／守山市ホームページ ほか)

### 2 調査事項

#### (1) 健康推進施策について

##### ア ヘルスアップ尼崎戦略事業

##### (ア) 概要

尼崎市の国民健康保険にとって医療費適正化は喫緊の課題であり、併せて介護保険給付、生活保護給付等社会保障にかかる経費の増大は市財政逼迫させる状況にあり、この背景の一つとして、生活習慣病の重症化の影響が考えられることから、生活習慣病予防に向けた総合戦略事業として、庁内関係部署や関係機関・各種団体、生活習慣関連産業など市民との協働の取組を基本として、①ヘルスアップ健診事業、②ヘルスアプローチ事業、③ヘルストrend事業、④未来いまカラダ戦略事業の4つの事業体系に基づき個別事業を展開し、市民の健康の保持・増進と医療費適正化を目指している。

### 3 主な質疑応答等

Q：人口45万人の中で、国民健康保険の被保険者数はどのぐらいですか。

全国的には9割ぐらいは一般の民間企業で働いていらっしゃる方なので、いずれは国保でない部分の方々のデータもきちとなさって、初めて尼崎市の健康対策が完成に近づくのかなというふうに思うので、その辺の今後のビジョンを教えてください。

それと、取組の結果として数字的に結果が出てくるかどうかというのも大事だと思うのですが、例えば財政運営から言うと、平成12年から現在まで十七、八年ぐらい経つわけですが、国民健康保険の特別会計のほうでデータとして数字上効果が表れてきたのか、もし分かれば教えてください。

それと、200万円以上の医療機関からの請求書をまずチェックされたということですが、複数の医療機関にかかった場合は、それらの医療機関の中でのカルテの統合もなさっての見方かどうかという、そこは少し確認させていただきたいということ。

それから、まず職員の皆さんの終業時間後の飲酒量の管理とか、市として何か考えていらっしゃると思いますが、そういう姿勢が大事だなと思うのですが、いかがですか。

A：まず、国民健康保険の被保険者ですけれども、一番先頭のページに少し書いてございます

が、全人口の約24%、3割弱でございます。

確かに、今おっしゃったように、国保のデータだけで全ての市民の健康実態を語るわけにはいかないというのは、我々も常日ごろから抱えていましたが、いかんせん全てのデータが市としてとれるのが国保でしかないわけです。保険者単位でデータ管理されておりますので、国のほうでは全ての医療保険者から集めたデータがナショナルデータベースとして一括管理されているんですが、今その使用は研究者が県まででとどまっていて、市としては使用ができない状態なんですね。そういうこともありましたので、先ほど委員おっしゃったのは、本当に我々も課題として考えておりましたが、ただ一括でデータを寄せてくる仕組みというのがいかんせんないんですね。

尼崎市は中小零細のまちですので、協会けんぽに入っていらっしゃる方の割合も非常に高く、後期高齢者を除けば、国保と協会けんぽでおおむね七、八割は言い過ぎかもしれませんが、ほぼほぼでもいけるようになりますので、実は協会けんぽと協定をしまして、もちろん働いていらっしゃる本人は、無理なんですけれども、扶養者、被扶養者の方は国保の枠組みで健診を受けていただけるようにしております。その中で、本人からその場で同意がいただければ、国保のほうにデータが流れてきて、我々のほうで結果説明をさせていただけるようになっております。

とはいえまだわずかなんですが、それでも二、三百人だった受けられる方が800人近くにまで増えておりますし、少しずつそういうふうにしていきます。

それから、協会けんぽと一緒に、企業の従業員の皆様の健康管理から、経営につなげていただくというお話も出てきています。協会けんぽなんかと協力しながら、事業所単位の健康管理としてのデータをいただければ、我々のほうで保険証加入ができないかということも今協会けんぽと話し合いをしているところでございます。

本当に市民の全データを拾いたいというのは、我々も常日ごろから思っていたんですけども、そこまでいけないというのが今の実情でございます。

予算のことなんですけれども、9ページ上段をご覧くださいなのですが、予算も実は今回上げておまして、これがヘルスアップの全体予算でございまして、年間大体5億円から6億円の間にございます。新しいことを始めるのに、スクラップ・アンド・ビルドしながらずっと来ておりますので、大体予算は変わっておりません。

先ほどおっしゃった考え方、一定適正化できれば、一般財源の繰入れを減らすというのがもしかしたら本来の考え方かもしれません。しかし、我々は今のところ、まずは健診を受けていただくのですが受診率がまだ4割程度でとどまっております。国は60%目標と言っているのですが、まだ受けてない方の中にはたくさん重症な方もいらっしゃるの、受け続けていただく、1回受けていただいた方がずっと受け続けていただくということとあわせて、子どもたちの健診などの費用も含めて、国民健康保険特別会計のほうで実はやっております。

市民全般にわたる費用は、一般財源からの繰入れ財源として見てもらっておりますので、ここに少し財源のルールを書かせていただいているんですが、国保は本来被保険者に対する保健事業としての費用は、国保財源のほうで見つつ、市民に健診を受けていただいたりですとか、啓発をする費用は、一般財源のほうから見ていただいて、その繰入れのほうでやっているの、そこは減らすのではなくて、毎年少しずつやり方とか見直しは変えているけれども、同じぐらいの経費を投入しながら、皆さんに健診を受けていただいて、保健指導させていただくという方策をとっております。

ただ、その過程の中で医療費効果がどれだけあったかということをし少し見てみると、当然にインフルエンザだったり、感染症なんかが発生してしまうと、医療費はすぐに伸びてしまいますし、オブジーボのように非常に高額な医薬品が出てきたときには、補正せざるを得ないような状況になってしまったりします。こうした中で、国が言うております医療費適正化というのは、高齢化の中で医療があつて当然、伸びて当然だと言われている伸び率をいかに抑えられるかであつて、今ある医療費を下げようなんていうのは、とても無理なことなのではないのが国のほうでも多分我々のほうでも考えていることです。そういうことを見ますと、平成20年度、実は国保の特定健診を始めたときの1人当たり医療費、そこから平成26年度までの1人当たり医療費の伸び、その伸び率を隣の西宮市など阪神間の7市ですとか、類似の中核市とか、国・県の伸び率と比較したときには、実は大分鈍化しております。

大体平成20年から平成26年までの6年間で、1人当たり医療費が5万円を超える伸び率なんですけど、尼崎市はそこを4万3,000円程度の伸び率で済んでおります。

これが単年で見たときに、例えば阪神間7市平均と同じだけの1人当たり医療費が伸びていたとしたら、今現実には4万3,000円しか伸びていないところの差額を被保険者数で掛け合わせた1年当たり11億円程度差額が出ているというのがありますので、それはこれから先、伸び率に少し差がつけば、それだけは適正化、あくまで推計でしかありません。医療費なので、一対一の関係にはどうしてもなりませんので、そういうことを見ているというのが一つです。健診、保健指導を受けてくださった方と健診に来てない方の1人当たり医療費の差額なんかも見たりしていたら、そこには明らかな差があつたりとか、そういうことで、少し適正化効果は出ているのではないかと我々は見ていますが、いかんせんこれはまだ始まって10年にも経ってない制度でございますので、国保の財政状況が劇的に変化するようなところまではいってなくて、今は経費をかけてでも、今やっていることをもう少し伸ばしていけないかというふうに考えているというのが今の状況でございます。

先ほどおっしゃっていただいたレセプトですが、今尼崎市は全件国保被保険者と一対一で結んでおりますので、200万円以上レセプトもお一人、お一人、1枚、1枚で見えていますので、どこの医療機関にかかれた何々さんというのも全部出ております。

お一人の方が200万円を毎月というのもあります。1人当たり幾らでかかったかを見るときは、お一人の方が例えば1医療機関、2医療機関掛かっていらしたとしたら、それは全てお一人の方に足し上げて割り戻したりというのもししておりますので、データベースが全てございますので、その状況に応じて、少し集計の仕方は変えたりというのは尼崎市はできるようにしております。

Q：先ほどお話の出た協会けんぽの方の被扶養者に対する健診なんですけれども、先ほどいただいた資料の中の健診便利帳、1ページ目を開くと、対象の健診が市民にとって全て分かる形式になっていて、非常に分かりやすいなと思いましたが、協会けんぽの方が被保険者と被扶養者で分かりづらいなと思いましたが。被扶養者は希望すれば国保と同じ特定健診が受診できるわけですね。

保険者が被扶養者も含めてということだと思ふんですけれども、協会けんぽと協定を結んだと先ほどおっしゃいました。協定を結んで、情報提供は協会けんぽのほうからさせてもらったんですか。

A：それは協会けんぽから受診券を送るときに、尼崎市内にお住まいの方だけは市の特定健診会場でも一緒に受けられますと。

Q：健診のお金は、どこから出しているんですか。

A：それは協会けんぽのほうです。

なので、健診業者は国保との契約とあわせて、協会けんぽだったり、健保だったり、日本じゅうのどの健保でも契約が受けられるようにしていますので、費用清算は健診業者が協会けんぽと勝手にしてくれるので、要は場を提供して受けていただいて、同意を取ったらこっちのものということです。

Q：そのかわりデータをいただくという、加入者の健康増進と市としてはデータをいただけると、お互いメリットがある。

どうしても職場の場所に近いところとか、そういう感じになる可能性がありますものね。

A：そうですし、被扶養者の方への保健指導というのは無理なので、それを市のほうで請け負わせていただくことで、特定保健指導の場合は、協会けんぽに費用請求しましたら、費用がいただけるように契約を結んだんですね。

Q：それと、ずっとお話を伺っていると、国民健康保険の部署がずっと関わってきたのかなというふうに思うんですけども、24ページにヘルスアップ尼崎戦略推進会議委員の構成図がありますけれども、組織図で見ると国保年金課がないんですけれども、事務局をされているヘルスアップ戦略担当課の中に入っているんですか。

A：実は今年大きな組織改編がされて、昨年度までは市民協働局の中に国保年金課とヘルスアップと健康診断推進という健診をやっている部隊とが一緒にあったんですが、今年大きく組織が変わりまして、ひと咲きまち咲き担当局というのがあるかと思います。そこが2年間限定の局としてできまして、そこで人のこととまちづくりのこと、城のことも今一緒にやっているんですが、それと人づくりとしての健康管理部隊、それがシティプロモーションであったりとか、そういうこれからのまちづくりに欠かせないところを特命的にやってしましましょうというときに、我々も国保の部隊からこっちに実は移ってきたんです。

Q：国保年金課というのは、また別な部署にあるんですね。

A：ございます。市民協働局のほうにございます。初めて今年国保と分かれたんです。

Q：健康増進とか、健康寿命の延伸とかというと、墨田区の場合はどちらかというと、保健所のほうが力を入れているかと思うんですけれども、これ以外にがん検診とか、当然いろいろな検診もあろうかというふうに思うんですが、そういうのは、当然保健所がされていますよね。

A：そうです。

Q：若年健診とか、11歳、14歳の子ども健診とかというのは、全て現在はヘルスアップ戦略担当課ですか。

A：健康診断推進担当課のほうでやっています。平成20年度のときに、少し協議したんですけども、そこはすみ分けで、保健所健康増進課のほうは、がん健診のほうを。

Q：がん検診はどちらでやっているんですか。

A：健康増進課、保健所のほうでやっています。

生活習慣病予防に関する全ての施策は、我々国保のほうでやるということで、すみ分けをしています。

Q：それと、重症化の予防と、人工透析、ほぼ未然にできれば、人工透析患者を減らしていこうというお話もありましたけれども、数字だけを見ると、横ばいですかね。

これはレセプトデータの中で、あと健診結果の中で、対象者を絞って、食事の指導とか、そういうのを集中的にやるとか、そういう事業はされているんですか。

A：腎対策の事業はやっています。

Q：それは国保加入者ですね。

A：そうですね。

12ページの表を多分見ていただいていると思います。

言い方は悪いんですが、働かれているところの健保なんかは、病気がありつつ支援されている健保もあるかと思うんですけども、働けないのであればということもできるわけですね。国保は必ず受け皿になりますので、こういう状況を生んでいる一端にもなっているという、なので若いときに、よりいかに国保勧誘できるか、その方策を常に探っているという状況ですね。

Q：それと、レセプトの分析システムは独自のシステムですか、それとも国保データベースですか。

A：昨年から国保データベースシステムも加入しましたが、独自のシステムも。

Q：もともと別の分析システムを使っているんですか。

A：尼崎市独自のシステムを構築しております。

Q：母親の立場で、聞かせていただきます。

今回、尼っこ健診ということで、子どもたちの健診も行っているということで、これを健診した後に、各部会が分かれていて、母子・乳幼児部会ですとか、保育・学校教育部会とか、妊婦とかですと、健診行ったときとかに、指導とかが入ったりとか、あと子どものほうは学校の授業で副読本とかつくって対応させているということだったんですけども、一般的なお母さんたちの意識改革、その辺の食育というのはあれですけども、お母さんたちの子どもにこういうものを与えましょうじゃないですけども、そういうものはこの事業としては別としても、御市としては何か取り組んでいらっしゃることはあるんですか。

A：一番の取組は、尼っこ健診を受けていただいた方は、全員に結果説明をしますので、そのときにお母さんなり、お父さんなり、はたまた両方一緒に来られるので、その結果を通じてお話しすることで、割と若いお母さんたち、ぴんところれるんですね。

すごくおもしろいと言ったら語弊ありますけれども、ご主人の健診結果は、会社で持って帰られるので、割と見ていらっちゃって、少し有所見が尿酸が高いとか、糖が高いというのは、ただ若いので、少しなので、そんなものやねとほっておかれるんですけども、子どもが同じデータのときに説明されて初めて、お父さんが高かったのも同じことやねんねと気づくことがあります。この間私がお話した方は、お父さんも子どもも尿酸が高かったんですね。聞いたら、お父さんに合わせて、酒のあてみたいな食事ばかり、おかずばかり出しているだとか、そういうことに気づかれるんですね。

それがすごく大きくて、子どものこととなると目の色が変わって、まるで自分の成績評価のように、その場で子どもをしかりつけてみたりとか、下の子どもが生まれて、そこに子どもの手が取られて、かわいそうやからというて、お父さんが毎日お姉ちゃんにドーナツ買って帰ってあげるんですね。食べときいうて、お姉ちゃん、お父さん買ってくれたから、一生懸命食べて、一生懸命太っていくとか、いろいろなご家庭があります。それ以外に何してんねん言われたら、学校の授業していることと、あとは幼稚園なんかでは、全ての幼稚園で養護の先生が子どもたちに、このジュースを飲んだらどれぐらいのお砂糖入っていると思うとかいうのを参観日に合わせて、お母さんに後ろで見せながら、そういうことを子どもたちにするんですね。それが終わった後、次はお母さんたちに今子どもたちにした授業についてお話ししてくださるというのを年に1回は必ずやったださってたりとかしています。

Q：ちなみに、今の尼っこ健診の健診結果は、どこまで情報共有するんですか。例えば、学校

の先生なんかは知るわけですか。

A：お返ししていますね。こういう基準、生データはお返ししないですけども、先ほどの有所見の状況でありますとか。

Q：血液検査だけですか、身長、体重。

A：肥満の割合ですとか、そういうのもお出しするようにしていますね。

Q：やる検査内容は、特定健診に準じる。

A：全く一緒です。

Q：尼っこ健診、大変参考になるなと思いました。これは受診率で言うと4割くらいでしょうか。例えば肥満と貧困の関係とかと言われますよね。

そうすると、郵送が来て、これを受けようとする人はもともと意識の高い傾向があって、残りの6割というのが非常に課題なのかなと。学校は全ての子どもがそこを通るわけですけども、副読本をつくったりして、その辺をフォローされているでしょうけれども、残り6割への対策というのは、どういうふうに考えているのかと。

あと関連して、具体的に市の保健当局としてやると、教育委員会で決めればできる話なのかなと思うんですけども、具体的に教員からどういう反発があるのでしょうか。

A：教員が反発というよりは、教育委員会のルールなので、これが全市的に通じるかどうかなんですけれども、何か学校現場でやろうと思うと、まずは校長会でお話しして、了解を得た上で、その校長がされるかどうかということになるんだろうとは思っています。しかし、まずはこういう健診を考えているという話の中で、校長会のところで当時の話でありますと、学校現場で採血というのは、少しハードルが高いねと。

放課後なんかを活用して、同意を取れたご家庭の子どもたちだけに健診をやるという方法もあるかもしれないけれども、学校としては、やる子とやらない子みたいなのを出したくないんだと、やるのであれば全員に同じようにやりたいんだけれども、これは当然に義務化ではないと、法に決められたものではないので、反発というよりは、即座にやってほしいということには少し対応しかねるという話だったので、そこを無理強いするよりは、まずはできるところからやったらいいんじゃないかということで、やり出したというところですね。

そういうことに少し理解してくださった養護の先生と校長先生が話し合って、うちの学校で、うちの学校の子たちだけだけれども、対象に出前健診として尼っこ健診をしに来てくれないかとお誘いいただいて、1校なんですけれども、そこに行かせていただいて、そこで同意を得た子どもたちがそこで健診を受けてくれたというのも、少しずつですが、出てきています。

Q：尼っこ健診の期間は決めているんですって。

A：夏休み期間と冬休みですが、夏休みが多いです。冬休みもさせてもらっています。

Q：全庁的にデータを突合したという図があったと思うんですが、肥満と年齢の関係図、22ページかな。こういうことも本当に大変大事だなと思ひまして、中学校までは市で何とか学校当局とか管理ができる。高校から20代、30代と行政から離れていくような年代になると、本区で言うと若年者健診ということになると思うんですけども、この辺の受診率の向上というのは、どんなふうに考えられているんですか。40歳以降になると、また意識が高まる部分があるんでしょうけれども。

A：受診率そのもの、全体の受診率も4割ということで、まだまだ上げていかなければいけないんですけども、この16歳から39歳の受診率といいますと、恥ずかしいんですけども、2%ぐらいです。そういったところのこういった事業を打ち出しておるんですけども、実



態としては、なかなかその辺の年代というのは。

Q：それで、最初後半のところはローソン健診ですか、これは非常にいいですね。ごみ袋をくれるんですか。そうすると、これは40歳未満が5割なんですね。これがその世代に一つ効いているということなんですかね。

A：多少ですけれども、そういう世代に向けた健診であることは間違いないので、ほかと比べると、若い世代はローソン健診のほうが多いです。ただ、全体で言いますと、先ほど申し上げたとおりでございますので、なかなかその部分は、そもそも上の世代の受診率も低いんですけれども、どこの世代でも受診率の向上というのは、いつも課題にあります。

Q：ローソン健診では血液をとるのがメインですか。

A：一般的な健診、レントゲン、身長、体重、その辺の決まっている項目は全て揃っている健診でございますけれども、あとはいろいろなオプション的なものは省いたりして、最低限の健診というふうに理解していただいたらいいのかなと。

Q：若年層の生活行動に合わせたような場所で、気軽に受けられるような体制づくりということですね。

A：それが狙いなんですけれども。

Q：私もローソン健診というのが結構気になっていて、それに関連なんですけれども、脱メタボということで、サポーター企業というのがローソンをはじめとしてあるじゃないですか。これは企業のほうから手を挙げたのが多かったのか、それともこっちからアプローチして協力してもらったのか、コンビニって多分ローソン以外にもあると思うんですけれども、何でローソンが協力してくれたのか、その辺聞かせていただけますか。

A：サポーター企業事業なんですけれども、当時、平成23年度当初、健診をやって、結果説明をさせていただきました。結果説明は、多分本人の行動変容を促すために、本人がどういう生活を望むのかといった選択の一つ一つの積重ねだと思います。しかし、例えば単身高齢者が料理をつくりましょうといったって、つくれるわけがなくて、スーパーなりでお総菜を買ったりとか、弁当を買ったりで済ますケースも多いので、我々と本人だけの努力じゃなくて、本人がまちへ帰ったときに、まちも協力してくれるような体制がとれないかということで、こういうサポーター企業制度をつくったんですけれども、残念ながら企業も最初は地域貢献ということで、協力してくれるんですけれども、そこが売り上げにつながらないと、続かないんです。

最初のころはこうやって打ち上げてやったものの、活性化が図れず、市のほうが常にお願ひします。お願いしますとって、何かやってほしいことがあったら言ってくださいみたいなことの関係のままずっと来ていて、これでは続かないなということで、一旦終わらせたんですね。

その次に何が出てきたかというと、資料でもお付けしているんですが、そのサポーター事業の発展系ということで、「未来いまカラダポイント」、いわゆる健康ポイント事業を始めようということで、そこで関係のあった企業であるとか、そこから新しい企業とで一緒になって、こういう健康ポイントを始めたわけでございます。

サポーター企業のときの失敗で、市のほうで何かしたら働きかけないと動かないというのは非常にまずいと、そこに無理矢理にもつながらない企業は、協力してもらえないし、企業が自ら考えてくださるような仕掛けが必要だということで、これは未来いまカラダ協議会という別の団体をつくりまして、市からも一定の補助金を入れますが、このポイント付与するポイントに対して、各企業はそのポイントを協賛金として入れていただいた経費相当額をポ

イントとして企業にお渡しするんですね。

それを商品は選択させてもらうんですけども、その商品が幾らの商品に何ポイント付けるかの還元率はお任せしますと。だから、ポイントをたくさん付けているところもあれば、細かく刻まれるところもあるんですが、見合った協賛金に対してポイントをお渡しして、それを商品に付けていただきます。そして市として健診と保健指導を受けていただいたときに、一番大きなポイントをつくようにしておいて、1,000ポイントたまれば本人たちは1,000円相当の商品と交換してくださいと、市に申し出るんですが、その1,000円相当の商品もその企業に全て提供していただいた商品にしているんです。

1,000円相当の商品をどの商品にされるかも企業にお任せしていますので、2,000円程度の詰め合わせを1,000円程度としてくださるところもありますし、こういうカードにくださったり、お弁当なり、ランチメニューにくださったり、いろいろなんですけれども、ポイントをためた本人がこの商品が欲しいですとって申し出たときに、その商品をお渡しするんですが、それでお渡しした商品の代金はこの企業に1,000円だけ協議会からバックされます。

なので、ポイントをいかにうまく付けて、自分のところの商品を売っていただいて、いかに欲しい商品をここに掲載していただくかみたいな二重の仕掛けをして、企業が続くようにということで、発展系として今つくっているのがこういう未来いまカラダポイントと協議会という形になります。

ローソンは、もともとこれは国につないでいただいた縁みたいなどころなんですけれども、我々としては、特定健診の受診率を上げたいなと常日頃考えていて、その受診率の底上げをするのに、どういう行動が本人たちが必ず健診を行かせることができるのかなといったときに、もしかして予約を取ったら、健診に来てくれるかもしれないと。ただ予約も申し出を待っているんじゃないくて、一人ひとり予約を取る制度はないかなとか、いろいろ考えたときに、地域の中でメッシュを刻んだときに細かくあるのがコンビニなので、コンビニに足を運んでいただいて、そこで健診を予約していただくようなシステムがとれないかなと思って考えました。しかし、とてもじゃないですけども、コンビニはそんなことのために動いてくれないので、そういうアイデア出しを持っていただけなんですけど、そういうアイデアがあったということを国のほうで知っていただいていたことと、それから当時ローソンが「まちのほっとステーション」から「健康ステーション」ということで、セブンイレブンとすみ分けて、健康に力を入れてやっていくのに、何かしらどこかの自治体と組んでモデル事業ができないだろうかということを探索されていました。当時の新浪社長が、国の健康の会議体にも出ていらしたこともあったりして、尼崎市がいろいろやっているから、尼崎市とだったら、何かいろいろ組んでもおもしろいことができるかもしれないねということで、つないでいただきました。我々もコンビニという新しい入り口を得たことで、何かできないでしょうかねということで、一緒に考えて協定を結び新しいことをやってきたというのが始まりでございます。

ほかのコンビニという案もありましたが、ローソンと始めますと打ち出したときに、ほかのコンビニが声かけてきてくださるかなと思ったんですけども、結局どこも声かけてきてくださらないので、セブンイレブンはきっと違うところで売るんでしょうね。

Q：さっきお話に出た出前健診の件で、時間の関係で説明がなかったので、お尋ねしたいんですけども、単位は30人で、実績が今だんだん増えてきていますよね。なぜ30人を一つの単位にしたのか、それから23歳から39歳は1,000円になっていますね。何で1,000円になったのかと、健診の内容と、それから去年受けても今年受けても何回やってもいいのかというのだ

け確認させてもらいたいと思います。

A：まず、出前健診の定員30人というお話なんですけれども、30人以上ということで、最低限それぐらい来ていただかないと、こちらも健診は業者委託しており、最低限の数字が30人ということです。要するに、人数が少なくても、30人分払わざるを得ないという状況になりましたので、30人ということで区切らせていただいて、30人以上集めていただければ、出前健診を地域でできますよということになっております。その健診対象ですけれども、徐々に徐々に増えています。

これは尼崎地域の特徴といったことなんです、町内会であるとか自治会であるとか、社会福祉協議会が発達しておりまして、その町内会の会長がそういうのをやってくれないかと、それが徐々に広がっていったら私の地域もということで、どんどん、どんどんこういった形で増えていっているというような状況があり、それはそれぞれの会長の意識が高くなってきつつあるし、あそこでもやっているんだからうちでもやりたいねというような競争意識じゃないですけれども、そういったところで増えてきたのではないかなというふうに思っています。

健診は年に1回必ずお一人で受けていただけますので、4月、3月の区切りの中で、年に1回はどなたも受けていただけるという形にしていますので、翌年もまた受けていただけます。

健診内容は全く一緒です。子どもも大人も一緒に、1,000円の自己負担といいますが考え方だと思えるんですけれども、40歳以上の特定健診は保険料財源でやっていますので、一旦皆様からいただいた保険料を100%原資としてやっていますので、そこには保険料の中で皆様からいただいていると、だから自己負担は一旦ゼロ円になるので、皆さん受けなきゃ損ですよという体制を一応とっています。

それに対して、それより若い世代は一般財源を投入してやっていますので、一定の自己負担は必要で、その考え方は、医療保険で治療が掛かったときに3割を自己負担としますので、我々がやるからには一旦は全ての経費の3割相当を自己負担として考えていきたいと思いますので、当初の値段で1,000円がそういうお願いになったと、端数は少し切っていますけれども。

Q：例えば、去年やった自治会とか会長、いわゆる町会、それはまた次の年も大体連続してやっていただくことになっているんですか。

A：やっていただく、もちろんやめていただくこともあり得ると思うんですけれども、徐々に増えていっている要因というのが引き続き毎年大体同じ時期に地域の方が来られるように、出前健診を設定されるということで、もちろん毎回、毎回、毎年、毎年申し込んでいただいている状況です。

## 調査概要 【豊中市】

### 1 市の概要

豊中市は、大阪府の中央部の北側、神崎川を隔てて大阪市の北に位置し、東は吹田市、西は尼崎市、伊丹市、北は池田市、箕面市に接しており、北東の千里山丘陵部、中央の豊中台地、西・南の低地部からなっている。

大阪市に隣接しており都心通勤者の居住地として早くから開発が進み、現在では大阪都市近郊の「質の高い住宅都市」として発展し、また、大阪音楽大学や大阪大学、日本センチュリー交響楽団の本拠地があるなど教育文化都市としての性格を持つ。

豊中ブランド戦略に基づき「暮らしの舞台」として選ばれるよう、都市の魅力の創造発信や安心して子供を産み育てられる環境づくりを進めるとともに、「地域自治推進条例」に基づき、コミュニティの活性化と地域自治の仕組みづくりなどを進めている。

昭和 11 年市制施行、平成 24 年 4 月 1 日に中核市に移行した。

平成 28 年 4 月 1 日現在の人口は 403,952 人、面積は 36.6 平方キロメートルである。

(参考資料／豊中市ホームページ ほか)

### 2 調査事項

#### (1) 地域福祉施策について

##### ア コミュニティソーシャルワーカーの取組

##### (ア) コミュニティソーシャルワーカー（CWS）について

CWSは制度の狭間や複数の福祉課題を抱えるなど既存の福祉サービスだけでは対応困難な事案に取り組む者であり、地域において支援を必要とする人々の生活圏や人間関係等環境面を重視した支援を行うとともに、地域を基盤とする支援活動を発見して支援を必要とする人に結びつけたり、新たなサービスを開発したり、公的制度との関係を調整したりするものである。

##### (イ) 豊中市での取り組み

地域福祉計画に基づき、地域でのセーフティネットの体制づくりなど地域福祉推進の新たな担い手として豊中市社会福祉協議会に 14 人（生活圏域ごとに 2 名）の CWS が配置されており、福祉なんでも相談窓口のバックアップはじめ、地域福祉ネットワーク会議の運営、地域福祉計画の支援・推進、セーフティネットの体制づくり、要援護者に対する見守り・相談、協働プロジェクト開発等を担っている。

### 3 主な質疑応答等

Q：ごみ屋敷についてなんですけれども、豊中市のご説明をいただいて、ごみの問題は人だとおっしゃいましたね。23区だと条例等を整備して行政のほうで片づけていこうという動きがあるのかなと思います。阪神淡路大震災のときは60%だった自治会加入率が45%まで下がったということになると、今のお話は地域の方々の見守りも、古い地域の町会の方々というのは顔なじみの方優先ですし、新しい住民には加入を勧誘しなきゃいけない。

そういうところも含めて、一生懸命頑張っているのは分かるんですけども、多分これからどんどん引きこもりも確認され、いつかは公的なソーシャルワーカーの限界がくるのではということが一つと、それから将来的にはどういう姿に持っていければいいかなと

いう理想を持っていらっしゃるのでしょうか。

それと、引きこもりの状況になったから見つけていきますというのが今の段階なので、引きこもりになるような気配をいかに早く見つけるのか。

例えば、私が今ふと思ったのは、水道料金や電気料金が少し滞納ぎみになってきたとか、そういう時点での関わりというのはどういうふうにお考えなのか、そこが大事なのかなと思っていますが、いかがでしょうか。

A：コミュニティソーシャルワーカーの事業が生活困窮者自立支援法に大きく進んでいきました。昨年から生活困窮者自立支援法がスタートいたしまして、豊中市では、くらし再建パーソナルサポート事業という名前で行っていますけれども、パワーポイントのほうの資料2というところの資料を見ていただきまして、豊中市では市の直営で運営していますということと、それから我々の委託事業と両方がありますが、市の直営で運営しておりますくらし再建のところでは、滞納料金で確認しますが、家の中にいっぱい郵便物が来ていて、開けても見ない状況になるので、それだけではなかなか難しいということがあります。

実際、去年、見ていただきますと、これが資料5、右のところの5ページですが、地域住民、なんでも相談、事業所、大家さん、管理組合、貸し付け、学校、民生委員、さまざまなところからご相談が入って、今では学校で子どもが例えばお弁当を持ってこられていないと、それから管理組合で何か対応するとか、近隣とのトラブルがあるとか、そこへいろいろ入ってくるということと、今かなりそういう問題も多数入ってまして、近隣からの相談のほうにむしろ本人がSOSを出せない人が多いわけですから、よくあります。

豊中市で資源ごみ持ち去り禁止条例というのが去年にできてからは、資源ごみを持ち去っている人たちにアプローチをして、その方たちも半分ぐらいがホームレス状態だったとか、それから生活苦の方たちが相当いましたので、そういう方々の相談を聞いて、住宅を設定して、そして地域でお仕事できるようなところまで応援していくような、伴走型の支援というのも、生活困窮者支援の中で、市サイドと連携して対応させていただいているところもあります。

Q：特に手に負えない問題、ここら辺は課題だと思っている状態ですとか、私どもも生活相談に来られる区民の方が多いんですが、借金問題と雇用が絡んでいて、疾患を持っているとか、家族の関係とか、非常に複雑な事例があると思うんですけれども、現場で感じ取られて、非常に一番難しい事例というか、そういうのがあれば披露していただきたいなと思います。

A：生活困窮のところでご相談を受けている方というのは、大きく分けると四つのパターンで、緊急度が上下軸で、左右軸が就労までの距離というふうに考えると、緊急度が高くても就労までの距離が遠いというのは働いてないという状況で、このAのパターンが大体生活保護にすぐつながっていきます。

緊急度が高くても、今働いていますよというのに、お金がうまくいかない人というのは、多重債務があったりとか、リボ払いでどんどんいろいろなものを買ってしまっているとか、スーパーのカードを使ってという形で、この人たちというのは家計がうまく回せない、家計支援が要るとか、あるいはギャンブル依存であるとか、いろいろなものがあって、このあたりは生活保護でもありませんし、困窮者支援の中ではこのあたりが結構厳しいです。

もう一つが、今は働いていませんけれども、緊急度が低い、まだ親のすねをかじれているというCパターンの人たちの社会参加の場が今はほとんどありません。就労支援とか就労準備の事業というのがありますが、就職するまでいけばいいんですけれども、その手前のところで就職以前のところをどうしていくか。

それから、ニート、引きこもりが高齢化してきています。若者サポートステーションというのがありますが、39歳までの対応ですので、40代になりますと対象から外れてしまいます。さらに、そこに疾患が少し、長いこと引きこもっていると、必ず二次障害、うつ症状ですとか、強迫神経とか、いろいろ出てきますので、そういう状態になりますと、受け入れてくれるところがなかなか難しく、そのまま病気であれば保健所の相談ということになるんですが、本人たちが行く場所がほとんどないということなんです。

そこで、今お手元に先ほど少し紹介しましたが、「豊中びーのびーの」というパンフレットですが、これは実は彼らがつくったものです。こういう2時間働いてというふうに、こういう独自のことをやっていますが、こんな場所がほとんどのまちに今ありません。ですから、出ていく場所がないというところで、いきなり就労支援とかハローワークと言われても、かなり傷ついていますので、自己肯定感を高めるための場所がかなり必要だと思います。

しかし、就労準備事業というのは1年間とかという制限がありまして、20年も引きこもっていた子たちが1年ぐらいでそんな簡単に回復しないということがありますので、その年度をもう少し延ばせないかということを今言われておりますけれども、多様なこういう場所をどうつくっていくかということや、豊中市ではいろいろなまちの中のお仕事をさせていただくようにしていて、新聞配達とか、販売の仕事とかしていますが、さらにということで、今度6月から「びーの×マルシェ」という、小売商業団体、まちの小売店連合会と一緒にお店をスタートさせてもらいました。

この場所は実は買い物が困難な地域です。豊中市みたいにこういった下町でも、地域を細かく見ていきますと、スーパーがなかったりとか、住宅街があったりと、全然買い物ができない、大きなスーパーがつぶれちゃった後、ご近所の人がとても困っていらっしゃるようなところがありまして、そういうところでこういうお店をつくったりということで、こちらの作業がこれから生活支援コーディネーターという仕事の中で重要になってくるかなと思います。まちの困っている問題を解決するのに、生活困難と言われていたような人たちがその担い手に変えていくような取組をこれからどうするかというのは、それぞれの地域の勝負になってくるかなと思っています。

ちなみに、資料の説明だけですが「豊中あぐり」というのがあります。これは都市型農業です。開いていただきますと、一番上にあるように、こういう住宅街の中に宅地がありまして、そこを農地として無償で貸していただき、1坪100万円の土地でキュウリをつくるという事業をやっておりますけれども、男性の社会参加、いわゆる定年後の居場所ということで、これは今70名くらい関わっていただいています。

そういう人の居場所であるとか、一億総活躍ですから、定年後の人たちであるとか、引きこもりの若者たちであるとかという、こういう地域で必要となかなかされていないと思われるような人たちの社会参加の場所をつくっていくかというのもこれから生活支援コーディネーターのところでは大きな役割かなと思っています。

Q：なんでも相談窓口なんですけれども、どこかに箱物があって、そこに電話するとかということではないんですね。ここに相談するというのは、どういうルートで相談するのか、地元の民生委員とか、そういう方に連絡をするんでしょうか。

A：地区会館や学校の余裕教室であったりとか、それから福祉施設の空きスペースを使わせていただいて、相談窓口があり事務局機能を持っています。

Q：常時どなたかいらっしゃるんですか。

A：週1回ぐらいですね。福祉委員会、地区社協というのは、これまで会長の家が事務所とし

たので、そうすると個人情報の管理の問題であるとか、それから人から見たときに、それってあの人がやっている事業なのか、地域の事業なのかというのがよく分からなくて、何枚も羽織をかぶってはる人だと、自治会でやっているのか、民生委員でやっているのか、何なのかもよく分からないというのがありました。事務局機能ができた事で、皆さんにとっては分かりやすくなったのではと思います。

Q：特に民生委員の方以外のボランティアの方も担当されるんだと思うんですけども、個人情報の問題とかは、どういう扱いをされているんですか。

A：一応、豊中市のほうから、研修を受けるようにということで、そこには守秘義務をちゃんと課すということで、市長名で修了証をいただきますので、その内容でしっかりとやっていただけるということも、研修の中でしっかり触れさせていただいています。

Q：それと、全体のライフセーフティネット総合調整会議、これは地域包括支援センターごとというお話だったんですけども、地域包括支援センターは何カ所ぐらいあるんですか。

A：7カ所です。

Q：それでは、かなり大人数の会議ですね。

A：そうです。ここが大体1回80人～90人ぐらい集まる会議をやっています。

Q：実効性のある会議になりますか。

A：小学校区ごとに座っていただいて、そこでいろいろなワークをやっています。ワークショップをやったり、ケースメソッドをやったりとかしています。

実際の会議のやり方です。100人いても500人でも、ワークショップまで500人という話はあるんです。例えば、100人ぐらいの規模であれば、小学校区ごとに島で座っていただきますので、そこでケースメソッド、例えば、親の介護のために生活困難に陥った世帯でもいいし、50代の引きこもりの独居の世帯の人、転勤した父子家庭への支援、こういういろいろな事例を使って、行政のできること、施設ができること、住民ができることなどを話し合っていて、そこで地域の役割、行政の役割、事業所の役割を話し合っていくようなワークをやって、そこでまちの中でもっとこんなことがあれば解決できるんじゃないかというテーマ出しまでしていただきます。そのテーマ出したものをまた今度共有化していくということを繰り返しやらせていただいたりとかしています。

Q：ちなみに、開催のサイクルは何カ月に一度くらいですか。

A：全体会は年に2回です。あとは高齢部会とか障害部会とか子ども部会と、もっと小さい単位での小学校区のお話合いがさらにあって、ケース会議はしょっちゅうやっています。ただ、課題共有と、それから問題の課題出しをしていくようなところを年に2回やっていくということをしていますので、当初は例えば高齢者の関係者にとっては、子どもの問題というのはあまり意識されなかったことが、でも例えばこれから高齢者の人たちも介護予防で体操しなければいけないと思ったときに、高齢者施設だけではなかなか難しいけれども、保育所が近くにあれば、そこを日曜日に借りてやりましょうとか、配食を社会福祉法人でやりましょうかというふうなことを高齢障害事業と一緒に重なることで、いろいろな丸ごとで考えていくという、そういう習慣をずっと付けることを10年以上やらせていただいています。

Q：事務局はどちらですか。事務局というか、主催者というか。

A：円卓会議は社協です。

Q：コミュニティソーシャルワーカーの資格というんですか、スキル、これは例えば保健師とか、いろいろな資格を持った方が集まっているとか、そういうことはあるんですか。

A：一応、大阪府内では、中学校域に1人ということで配置がされているんですけども、豊

中市以外のところは、法人に任せているところが出ています。例えば、老人施設とか、障害施設とかというところに任せていますと、人事異動のたびにまたノウハウがゼロに戻るという問題があって、人が代わるとまた一からになっちゃうということがありますが、豊中市のほうは社協に全面的にということでやっていますので、組織として人事異動はあっても、チームでやっておりますので、ノウハウが残っていきます。

Q：研修等も社協さんで独自にされているということなんですか。

A：大阪府の研修もあります。社協の中でも自主研修であるとか、OJTもやっていますし、いろいろなところで研修はしています。

Q：当然、メンバーは常勤ですよ。

A：そうです。

Q：内容からいって、平日の決まった時間帯ばかりの対応でなくて、夜間とか土日に活動しなくちゃいけないケースがあるかと思うんですけども、ローテーションというか、そういうのはどうされているんですか。基本的には勤務時間帯は常勤の勤務時間帯で、夜間とか休日、対応される場合は、どういう取扱いでやられるんですか。

A：正職ですから、振り替えて働いてもらうということもありますし、管理職は時間外は関係ないので、働き方改革しなきゃいけませんけれども、大変な状況にはなっています。昨日も私も引きこもっている46歳の子の家に行って、何年間も風呂に入ってなかったんですけども、5時ごろから行って、7時半ぐらいにやっと本人を説得できたみたいな話もあります。困窮の家の場合だったら、昼間休んで相談に来ると、一日生活費がなくなってしまうということがあるので、三つぐらい仕事を掛け持ちしてたら、お母さん何時に帰るといったら、7時から8時の間しかないといったら、その時間に行かなきゃいけません。しかし、こういう事業は結局お金をなかなか付けにくいから、囑託でとか、非常勤でというふうにやると、結果的にはその範囲でしか仕事ができないので、中途半端になるというか。

今、そのソーシャルワーカーが全国に配置されています。あれはほとんど非常勤で、時間でやっていらっしゃるの、夜間対応であるとか、土日対応というのは、なかなか動きにくいという問題があるので、正職化することのほうの結果的には中身が踏ん張れるんじゃないかなというふうに思います。

Q：今の委員長のお話とも重なりますが、まずはいわゆる対応の体制というのはどうなっているものかなと、改めてお聞かせをいただきたいと思います。

それから、今のさまざまな課題解決のためにご尽力されているというのはよく伝わってきます。毎年のように心の痛む事件は多く起きております。孤立死と孤独死。そういうことでは生活保護が必要な方の事を誰も知らない。当然、民生委員の方はそういう情報は持っているんだろうけれども、対応できなかったり、それから親子が餓死して、そういうようなアパートから賃貸のところへ大々的に報道はされません。いわゆる資産の価値に関わることで、警察に聞いても答えない場合があります。

こういう不幸な事件が本当にある部分ではもう少し地域力などがしっかりと発揮できていれば防げたのかなと、そんなふうに思います。

したがって、2番目には、皆さんの取組をもっともっと充実、発展していく一方で、地域福祉という観点でいけば、本来地域がしっかりと地域の人たちを見守っていくということが理想なんです、プライバシーの問題だとか、そういう法的なことで、足踏みというか、悔しい思いを私たちもいろいろな相談を受けています。

本当に悲しい、本当に胸の痛むそういう思いを皆さんもされていると思いますし、将来的



にはあるべき姿というものを大きな希望として取り組んでいただいているのではないかなと、そんな個人的な感想を持ちました。

A：ちょうど昨年、80代の父親と50代の娘さんがいて、50代の娘さんが熱中症で亡くなられた、お父さんも白骨になった。年金詐称じゃないかと大騒ぎになったんですけれども、民生委員がどこまでやるのかというのをすごく悩まれましたし、我々も責任をマスコミが遠いということがあって、非常に苦しい思いをしました。

事件はこんなにやっても起きます。どこまでやっても起きます。1個起きた後に、それはそれで静かに終わらせるということではなくて、そこからもう一回みんなで考えましょうということで、ローラー作戦を始めたりしました。それをやると、ほかの方法もやってみようということで動き出して、去年18校区で動いているんですけれども、残念なことは起きてしまうんですが、その後どうするかということで、豊中市においても、安否確認ホットラインという新たな制度を立ち上げられました。そういうまちぐるみでその問題をどうしていくかというふうなことを考えていく、その一つの問題からどうしていくかということを皆さんに働きかけていくということが大事な点で、従来であればそれは自治会長がということになるんでしょうが、なかなかそこまでやっていくというのは難しいですので、これからは地域をつくるという本格的な専門職がいないと、本当にどうにもならない。全部行政、行政となってきたときに、とても埋まらなくなるだろうというふうに思いますので、地域力強化というところに国もついに着手したということかなと思います。

Q：資料の中に出ているライフセーフティネット総合調整会議の構成の中で、池田子ども家庭センターというのが出てくるんですけれども、これは池田って隣の市のところが入っているのか、それとも豊中市の中にこれがあるのか、これはどういう構成なのでしょう。

A：いわゆる児童相談所を大阪府では子ども家庭センターと言っておりまして、都道府県の事務になりますので、この圏域は豊中市を含む池田市、豊中市、吹田市、箕面市であり、児童相談所の管轄が池田子ども家庭センターということです。

ですので、児童虐待という子どもの問題についても、こちらは取り扱っていますので、そういう意味で、府の機関であります児童相談所に来ていただいています。

Q：安否確認ホットラインについて、ここまで徹底してやっているなど。最初に本人の情報を各課から集められて、情報をとれなかったら訪問しているということですが、情報の管理はどういうふうになさっているのか。

これはすごい情報になる。例えば、この方はこういう障害を持っていました。ここの医療機関にこういう病気で今通っていますとか、そういうこともお調べになられたものが載ってくるんだと思うんですが、どうでしょう。

A：例えば国民健康保険の担当課に聞くと、そこでお答えいただけるのが直近受診した、例えば数カ月前にどこそこの病院を使った経歴がありますぐらいしか教えていただけないです。消防にも連絡します。ここ2週間ぐらい、あるいは1カ月ぐらいでこの方が救急搬送された履歴はないでしょうかとお聞きします。

そこで、どこそこ病院に搬送しましたということはお聞きはできます。今度、病院に電話をします。病院のほうで今度その方が退院されたのかどうか、入院されたことがあるのか、お答えいただける病院は、必ずしも100%ではないですので、関係機関にいろいろ照会をするにしても、関係機関のさじかげんで得られる情報は本当に限られていますので、ちょっとしたヒントで、パズルの寄せ集めのような感じで、うちのほうで組み立てていきます。

ただ、それを記録にとどめる段階においては、必要最小限のことしか記録には残さないで

す。途中の過程で得ました不要な情報は台帳には記載しないでおきます。結果として保存しておくべき情報だけが記録されることになります。

Q：その保存したものはどういうふうに管理される。

A：まず、台帳が当然紙ベースのものを鍵付きの棚の中で保存をしています。

補足なんです、安否確認ホットラインの通報者、例えば近所の方とか民生委員、あるいはご親族が通報してください。それで、お答えをするのは無事かどうかぐらいしかお答えはしないです。静穏にされていますので、ご安心くださいとか、お亡くなりになってしまったということがあります。

これは二つ、お亡くなりになっているパターン、もちろん残念なパターンではあるんですが、死後数カ月経って発見されるという場合もあります。でも、遺体の損傷状態、本当に原形が分からないぐらいになる前に、何とか葬儀までできるという、そういった面もあります。ご遺体の尊厳というんでしょうか、そういった面もあるので、必ずしもお亡くなりになっていたからといって、それが失敗だったとは特に思っていないです。

あともう一つなんです、生存されていた場合なんですけれども、大体ここにつながる方というのは、直近数カ月何の縁もなく、多分お知り合いとかいらっしゃったんでしょうけれども、連絡が途絶えているような状況で多分こういった事態になっていると思うんですが、これで生存が確認できた後、改めて縁ができるんです。これまで疎遠になっていた方がまめに連絡をとってくださるようになったり、ご親族もこまめに連絡を入れてくださるようになったりとか、失われた縁の復活という側面もあるので、そういった面では救急的な側面が見えるんですけれども、私たちとしては地域の福祉、縁が回復するという側面で捉えてもおります。

Q：これは始めてどのぐらい経つんですか。

A：これが平成18年ぐらいに発足しました。

留守番電話に守衛室の電話番号を録音していますので、守衛室の電話番号にかけ直していただいたら守衛が取りまして、守衛が我々の課の携帯電話なりを知っていますので、守衛から我々の携帯電話に連絡があったら、連絡取ってくださいという形です。